

発行責任者 井口 雅文

発行 S & I International Bangkok Office Co.,Ltd.

TEL +66-2-261-6449、6466

FAX +66-2-261-6419、6379

Address : 23rd Flr, 253 Sukhumvit 21, Klongtoey Nua, Wattana, Bangkok 10110, Thailand
地図

E-Mail : siasia@loxinfo.co.th (総合窓口、調査)

patent@siasia.co.th (特許)

design@siasia.co.th (意匠)

trademark@siasia.co.th (商標)

S&IWebsite: <http://www.s-i-asia.com>

(取材編集協力) 有限会社 S & I JAPAN http://www.s-i-asia.com/about_us/about_us5、地図

〒107-0062 東京都港区南青山 3-8-6 ル・シエール青山 2 階

TEL: 03-3402-0013、FAX: 03-3402-0014

siasia-japan@kym.biglobe.ne.jp

(担当: 鈴木秀幹弁理士・矢守章子・有吉文・井口文絵・Saay Palalikit)

CopyRight © S & I International Bangkok Office Co., Ltd.

社内用・社外用を問わず無断複製(電子的複製を含む)を禁ずる

～事務所より～

～編集者より～

記事目次

～シンガポールへパナソニックが冷蔵庫用コンプレッサー事業の世界本社を移設する～

～タイ大量輸送システムの青写真を JICA が年内に修正する～

～タイとカンボジアが貿易に関する覚書 16 件を締結する予定～

～タイにおける多くの日本企業が事業拡大の計画がある、と JETRO は述べている～

～タイ科学技術研究所はキャッサババイオ燃料のブレークスルーを予告する～

～タイ憲法 44 条は法案修正を強引に進めることを見据えている～

～タイの日系企業はタイの EEC への投資奨励策について政治的変化による政策変更を懸念しているとの調査結果～

[～タイ知的財産局が日本の夕張メロン、但馬牛及び神戸牛のタイにおける GI 保護への動きを受けてタイ企業に警告を行った～](#)

[～タイ新関税法：何が起こり、どのように準備するか～](#)

[～タイ改正事業競争法は 9 月に施行予定である～](#)

[～タイの消火用ボールメーカーが中国の Alibaba に対し偽造品の販売促進を行っていると訴え民事提訴した～](#)

[～タイ健康権利擁護団体が C 型肝炎治療薬の特許に反対する～](#)

[～インドネシアは 2019 年までにクリエイティブエコノミーの飛躍を期待する～](#)

[～ミャンマーの立法措置は投資家の興味をあおる～](#)

[～フィリピンの鉄道 3 プロジェクトに日本が資金を提供する～](#)

[～中国で米国のトランプ大統領の商標出願 38 件に予備的許可が与えられた～](#)

[～ASEAN 諸国が RCEP の関税削減公約と今年中の交渉終結を再確認。ASEAN と EU の FTA 交渉も再開に合意～](#)

[～日本の熊本県がくまモンキャラクターに係る独占契約締結について海外のパートナーと協議を進めている～](#)

～事務所より～

(ホームページ更新のお知らせ)

弊社ホームページを4月25日付けで更新しました。

(5月、6月の祝祭日のお知らせ)

5月は、1日、10日、12日が祝祭日です。タイ政府より5月5日の祝日が国王の承継により取り消されましたので、ご注意ください。

(タイ国王崩御に伴う休日について)

今後式典その他の影響で特別な休日が設けられる可能性、および前年祝日だった日が取り消される場合がありますので、ご注意ください。今の処、4月11日の閣議にて新たに設けられた祝日は、7月28日、10月13日です。祝日が取り消された日は、5月5日、12月29日となります。

(再信：第5報：商標法改正は2016年7月28日より施行されました)

7月28日に施行された新商標法には、連合商標制度の廃止、音商標の採用、応答期間の短縮、料金値上げなどの、改正がなされています。 弊所ホームページでは、2016年商標法和訳2016.9を掲載しました。なお、この改正に伴う省令などの下位法令の改正については、2016年4月12日付けで意見募集がなされておりますので、これも案が確定次第、お知らせ致します。 また、マドプロによる商標国際出願についての省令案が公開され、

3月17日から22日まで意見公募されましたが、4月25日現在、省令規則は確定していません。

マドリッドプロトコルへの加盟時期については、商標法改正施行後にタイ政府よりWIPOへ加盟申請書が発布され、その後通常3ヵ月で発効します。知的財産局の発表では、WIPOへの加盟申請が2017年1月、その後の発効となり2017年4月頃を予定しているとのこと
です。

なお、弊所は、新商標法の QA を作成しましたので、ご要望の方は弊所までご連絡ください。

また、弊所でタイ政府に確認した処、4月25日現在、マドプロ加盟への申請がまだ発出されておらず、最短でも2017年7月末に加盟が予想されますが、まだまだ先に延びそうです。

(再信： タイ知的財産裁判所の控訴審導入について)

2016年10月より、控訴審の導入が国会承認され施行されました。この控訴審は、今まで二審制としていた特殊事件(労務、知財、税務、破算、家庭事件)に適用されるもので、2016年7月末より最高裁取り扱いとなった案件を対象としています。特に、労務事件が圧倒的に多いのが特徴です。現時点、この控訴審に提訴した知的財産事件は1件のみという情報です。

(再信： PPH におけるクレーム対応表の記載についてのご注意)

最近、弊所にて他事務所が取り扱っている PPH 案件を解析した処、クレーム対応表には全て同一である旨、記載されているにも関わらず、登録クレームが日本特許クレームとなっておらず、欧州クレームとなっている案件が散見されております。このような実務は、PPH の二国間合意の趣旨に反し、悪用している事例ですので、ご注意ください。もし、欧州クレームに合わせるには、一旦日本クレームに合わせた後に、普通の補正で欧州クレームに合わせるようにして戴きたいと思います。

～編集者より～

前回の本稿でお話した今年2017年の米国スペシャル301条報告書が発表され、タイはインドネシアと共に優先監視国リストからの脱却はならず、昨年と同様の取り扱いとなった。ベトナムは通常監視国のまま、フィリピンは、すでに卒業といった状況である。この結果には、恐らく対米交渉努力を重ねてきたタイ政府幹部にとっては、かなりの失望感を抱いたに違いない。

昨年の米国議会報告書でも指摘された特許審査遅延問題についての対処策として、特許審査の権利化期間短縮化についての憲法第44条に基づく首相命令発動は、4月下旬に発動予定との情報が流れたが、現在の処、依然検討中とのことだ。医薬品問題で議

論が続いているとの情報である。決してこの動きが止まったわけではないので、満を持して我々は待つしかないということである。

特許権利化期間問題については、ASEAN 各国毎を対象に2016年度のジェットロによる委託調査が行われており、その結果報告書が恐らく近々公表される。5月24日には、発表報告会が東京にて開催される。私の処では、タイのみを担当し、2012年の報告結果との比較を行ったが、この4年間において、出願から登録までの期間は、全体平均13年から11.7年となり、未だ短縮されていないものの、技術グループ別の差異が顕著となってきている。特に、機械や化学のグループにおいては、その短縮化努力がされたと言ってよい。また、日本とのPPHによる短縮効果が大きく表れているのも特徴的である。

もう少し遡って話をしたいが、この短縮化の機会(バックログ解消の機会)は、実はPCT加盟時の2009年12月から約2年間にわたり、出願件数が激減した時期(国内移行待ちとなるため)に、その間に審査に集中して処理すればよいものを、無策であったことが大いに起因している。タイと比較し、マレーシアでは、PCT加盟した2006年以降の約2年間に、登録件数が1.5倍から2倍と驚異的に伸びているのである。マレーシア政府にとって実に適時に好適な施策を行ったと今でも感心する次第だ。

私は、実はこのタイの2009年12月PCT加盟直後に、タイ政府幹部及び技術グループの各長に対して、直にこの好機を逃さないようにという主張(陳情)を2度訪問して行った。が、やはり無駄だったことが後日分かった次第である。なぜ、あの時に、日本政府幹部も特許庁マネジメントの知恵をタイ政府に授けることができなかつたのか、多くの機会があつたにも係わらず、実に残念である。そのような特許庁経営経験が今時分の日本政府幹部には無かつたのだろうか勝手に思い描いている。

最近では、タイ知的財産局幹部は、「今回、特許法改正を検討しているが、審査の期間短縮化を目的としており、その他は今回の改正には意図していない。」と、外部に説明をしている。つまり、審査期間関連の条項以外は、改正意志はないと言っているのである。

もともと、過去20年を振り返ると、改正をする機会というのは、非常に少ないのがタイの特徴である。79年の特許法創設以来、91年、99年の2度の改正しか経験していない。それも、政治的動乱の中の改正である。パリ条約加盟やPCT加盟も軍事政権から民政移行時の混乱時に行われている。特許法改正の機会はこの改正履歴から言うと、それほどないと言い切つてよい。是非、この改正機会を捉えて、様々な改革に着手してはどうかと思う。また、日本政府及び民間団体はそのような助言すべきと良い機会ではなかろうかと思う。もし、改正時にいつもネックとなっている医薬品問題にかかる民間団体の活動に対し

でも日本の民間団体が説得できるよい機会となり得るのではなかろうか。しかしながら、タイの民間団体が主張する強制実施権についての取り扱いについての日本の知識経験そして政策論議の未熟さが露呈するのではと不安でもあるが。

昨年インドネシア特許法改正に見られるように、この国の課題を色々と盛り込んで、かつ一歩他の ASEAN 諸国の先を進んでもらいたいものである。我々は、一歩前進するのであれば、当然に官民挙げて協力を惜しまないというのは言うまでもない。

先日、SEAIPJ(東南アジア知財ネットワーク)の活動の一環でヤマハ発動機による前輪二輪車(トリシティ)についての技術説明会を知的財産局特許審査官向けに行った。44名ほどの電気、機械系審査官が参加(現在90名が審査官となっているので、全審査官の半数が参加したこととなる。)し、実車見学もあり、大盛況だった。今回の参加人数は過去最高を記録したのである。今年は、このような技術説明会が続いており、これで2回目(UACJ が2月24日に金属防錆技術についての技術説明会を開催した)である。次回は、宇部興産による技術説明会を6月実施予定である。

私が思うに、技術説明会を積極的に開催する企業は、現地市場を重視しており、現地生産拠点から輸出を行い、エンジニアを育成している企業となっている。特に本社知財部と現地法人の関係が良好な場合には、両方に現地政府との良好な関係を築けるため、このプログラムは効果的だと感じる。是非、読者諸氏の属する企業も一考する価値があるのではなかろうか。

～シンガポールへパナソニックが冷蔵庫用コンプレッサー事業の世界本社を移設する～

日本のエレクトロニクス大手であるパナソニックが、冷蔵庫用コンプレッサー事業の世界本社をシンガポールへ移設した。シンガポール労働省(Ministry for Manpower : MOM)の Lim Swee Say 大臣はシンガポールでのパナソニック冷蔵庫用コンプレッサービジネスユニットの開業にあたり、日本国外でのこのような再配置は、パナソニックにとって初めてのことであり、と述べた。冷蔵庫用コンプレッサーを生産する製造工場もまた、従来の製造工場からビッグデータを用い、工程がより自動化された、いわゆるスマートファクトリーに転換される。しかしながら、Lim 労働大臣は、パナソニックは依然としてシンガポールでは見いだすことのできない特殊な専門技術を必要としていると述べた。パナソニックにおいては、先進的な要素デザイン及びプロセスイノベーションのスキルを有する外国人労働者を雇用する必要がある。パナソニック AP 冷機デバイスシンガポール株式会社の Leong Mun Chong 製造センター長は、滋賀県草津市からシンガポールへの本社移設は、冷機コンプレッサービジネスユニットの職員の数の増加をもたらす、と述べた。同社は研究開発チームの人数を5年間で約120名に倍増させる。Leong センター長は、全体として職員は増加するが、プロジェクトの実施に伴い、手作業による運営

業務の数は減らしていく、と述べた。Leong センター長は、パナソニックは現在の主として中国からの約 350 名の労働者を今後 3～5 年で 200 名まで減員したいと考えている、と述べた。パナソニック AP 冷機デバイスシンガポール株式会社の寺崎温尚社長は、私たちは製品競争力を強化できると信じていると述べた。

(2017 年 4 月 11 日、シンガポールストレイトタイムス)

～タイ大量輸送システムの青写真を JICA が年内に修正する～

Arkhom Termpittayapaisith 運輸大臣は昨日、JICA はタイ運輸省 (Ministry of Transportation : MOT) 運輸・交通計画事務局 (Office of Transport and Traffic Policy and Planning : OTP) と会合を行い、バンコク及びその郊外を結ぶ大量輸送プロジェクトの第 2 フェーズ開発を含む計画案の見直しに合意した、と述べた。Arkhom 大臣は、JICA は 1 年以内に計画案を最終決定して次の政府に提出できるようにまとめることを求められており、また、接続性の改善、基本構造のための価値創造、大量輸送システムの拡張に適應する人材開発の 3 点をカバーすることが求められている、と述べた。Arkhom 大臣は、JICA はまた、第 1 次計画における 10 の既存の大量輸送ルートについて、接続性を保証するための見直しを行う、と述べた。Arkhom 大臣は、JICA は、商業地域を通過する大量輸送システムの費用対効果の検討も期待されていると述べた。通常、商業地域 (の通過) は土地の費用の点から回避される。Arkhom 大臣は、付加価値の創造とは、計画案において、どのようにすれば国内製造部品が大量輸送システムで使用されるかを示すことを意味すると述べた。また、最近、議論を呼んでいるタイ国有鉄道 (State Railway of Thailand : SRT) の複線鉄道計画 5 区間に対する国家調達及び入札を詳細に調査するために設立された委員会は、速やかに 5 路線のスキームに対し提案を検討することが期待されている。

(2017 年 3 月 11 日、バンコクポスト)

～タイとカンボジアが貿易に関する覚書 16 件を締結する予定～

タイはソムキッド副首相率いる貿易代表団の今週のカンボジア訪問において、カンボジアと貿易に関する覚書を 16 件締結する構えである。Apiradi Tantraporn 商務相は、このうち 5 件が政府間協定、11 件が民間による協定になると話している。政府間協定のうち商務省国際貿易振興局がカンボジア貿易振興局との間で貿易・投資の促進、新興企業・中小企業をよりイノベティブにする共同開発及び国境貿易の強化についての 3 つの覚書に調印する。両国は 2020 年までに 2 国間貿易額を現在の 3 倍の 150 億 US ドルとすることを目指している。両国はまた、国境の町の経済的結びつきを強化し、民間の投資を促進して国境における輸送・物流サービスを整備し、国境地帯の貿易と投資を活性化するためにタイ・カンボジア国境貿易委員会を設置する計画である。タイ宝石・宝飾品研究所 (The Gem and Jewelry Institute of Thailand) はカンボジア中小企業・手工芸総局との間で両国の宝石・宝飾品産業の発展の促進・支援を目的とした覚書を締結する予定である。この他、民

間による覚書には、タイ商工会議所とカンボジア商工会議所による覚書、Siam Global House と LYP グループによる建築資材、その小売及び卸売事業に関する覚書、カンボジアの Poipet 経済特区におけるタイの B.Grimm グループによる送電事業開発に関する覚書が含まれると、Apiradi 大臣は話している。カンボジアはタイにとって ASEAN 地域内では 8 番目の、世界では 21 番目に大きな貿易相手国である。2016 年のカンボジアとタイの二国間貿易額は 5,590 億 US ドルで、タイが 37 億 2,000 万 US ドルの黒字であった。タイからカンボジアへの主な輸出品は精油、宝石・宝飾品、飲料、砂糖、自動二輪車及び部品であった。カンボジアからの主な輸入品は宝石の原石、宝飾品、野菜・果物、衣料品、ワイヤー・ケーブル、鉱石及び金属である。タイのカンボジアへの直接投資額は出資合計額にして 9 億 6,450 万 US ドルで第 9 位となっている。主な投資者は Charoen Pokphand (CP) グループ、Thai Beverage Plc、Betagro グループ、TK Garment、Crystal Investment、KCS、Cambodia Air Traffic Services 及び Bangkok Airways となっている。

(2017 年 3 月 14 日、バンコクポスト)

～タイにおける多くの日本企業が事業拡大の計画がある、と JETRO は述べている～

昨年の JETRO による、アジアおよびオセアニアでの日本企業年次調査によると、タイにおける約半数の日本企業が、今年あるいは来年に、売上と営業利益の増大を期待して事業規模拡大を計画している。調査は 20 カ国において製造業および非製造業の両分野における全ての規模の企業 10,983 社を対象に行われ、4,642 社が回答した。タイでは 2,176 社が対象となり、695 社が回答した。タイにおいて、50.1%の企業が本年または来年中の事業拡大の計画があると回答し、47.1%が現状維持、2%が規模縮小、0.7%が他国への事業移管を計画していると回答した。また、61.9%が 2016 年の営業利益を、19.8%が営業損失を見込んでいる。さらに、42.5%が 2016 年の営業利益が 2015 年より改善することを期待しており、45.3%が 2017 年の営業利益が 2016 年より改善することを期待している。

(2017 年 3 月 17 日、タイネーション)

～タイ科学技術研究所はキャッサババイオ燃料のブレークスルーを予告する～

タイエネルギー省幹部が、国の研究機関とエネルギー政策者がとうとう競争力のあるコストでキャッサバからバイオ燃料を製造する方法を発見した、と述べた。従来、エタノール製造にキャッサバを用いる方法は、製造コストがサトウキビから砂糖を製造した後の副産物である、糖蜜由来のものに比して非常に高価であるため、キャッサバの低木が豊富に存在するにもかかわらず、実行可能ではなかった。18 ヶ月に及ぶ研究及び実験の後、タイ科学技術研究所 (Thailand Institute of Science and Technological Research : TISTR) は、キャッサバの発酵過程で *Saccharomyces Cerevisiae* と名付けられた酵母種を用いることで、単位あたりのエタノールコストを飛躍的に低減できることを発見した。この酵母は、高温に高い抵抗性を持ち、発酵過程において糖及びアルコールを多く含有する中で生育できることから、エタノール

製造に非常に適している。酵母を用いることにより、キャッサバベースのエタノール製造コストを、1 リットルあたり 0.8 バーツすなわち約 4%減の、1 リットルあたり 21.5 バーツから 20.7 バーツへ低減することができる。代替エネルギー開発・効率化局(Department of Alternative Energy Development and Efficiency : DEDE)の Praphon Wongtharua 局長は、新しい発見によりグリーン燃料を用いるにあたり他の選択肢が与えられただけではなく、供給過剰によりキャッサバの価格が下落した際の農家の負債軽減の助けとなるものであるから、我々はこの発見に非常に興奮している、と述べた。DEDE はタイにとっての新たな燃料のオプションを見つけようとして、資金面で TISTR を支援している。研究予算額は開示されていない。また、TISTR は、商用利用可能とするための研究を進めるための将来計画に資するべく、新たなキャッサバベースのエタノール製造工程を設計している。現在、TISTR はパトゥムターニー県のランシットで、小規模なパイロットプラントを運営している。タイの 2016 年末におけるエタノール製造合計は国全体で 21 の生産者による日量 470 万リットルであった。生産者の 1/3 はキャッサバ由来の原料を用い、残る生産者は糖蜜あるいはサトウキビジュースを用いている。DEDE は、原油価格が 2014 年に下落を始めて以来、期待されていたほど消費が伸びていなくとも、代替燃料及び再生可能エネルギーのための研究開発努力を継続する。タイの国家代替エネルギー開発計画 2015 は、2022 年におけるエタノール消費目標を 1 日あたり 900 万リットル、2036 年には 1 日あたり 1,130 万リットルに設定している。

(2017 年 3 月 20 日、バンコクポスト)

～タイ憲法 44 条は法案修正を強引に進めることを見据えている～

タイ政府は、5 月実施予定の世界銀行(World Bank)による次期アセスメントの前に、事業実施容易化の障害と見なされる、5 つの現行法の見直しを急ぐため、暫定憲法第 44 条の規定に訴える予定である。プラユット首相は、事業実施を容易にする目的で、民商法、労働保護法、社会安全法、公開株式会社法、電子取引法を改正するためにタイ政府が憲法第 44 条を行使する必要があることを認めた。公務員発展委員会事務局(Office of Public Sector Development Commission)の Tossaporn Sirisamphan 事務局長は、5 つの法律の改正は、通常の手続を踏めば 3～4 ヶ月を要する、と述べた。Tossaporn 事務局長は、政府はタイにビジネスフレンドリーな環境を創出し、タイでビジネスを行うことをより容易にし、改善が必要な分野に熱心に取り組む、と述べ、ゴールはタイをビジネスフレンドリーな国 30 位以内に押し上げ、より投資を引きつけることである、と述べた。190 カ国を調査した世界銀行のビジネス環境ランキング報告書によると、タイの順位は昨年の 49 位から 46 位へ上昇しており、アジアでは 9 位で、アセアンではシンガポール及びマレーシアの後を追っている。新たなランキングは 10 月までに発表されるとみられる。タイは、持続的な経済発展のためのエンジンとして構想されている民間投資を至急必要とに悩まされている。法制委員会(Council of State : COS)はすでに民商法及び労働保護法の改正案を承認しており、また、社会安全法及び公開株式会社法の改正案は委員会での判断のために提出されている。Tossaporn

事務局長は、電子取引法の改正について、金曜に Visanu Kruengam 副首相に相談する、と述べた。

(2017 年 3 月 21 日、バンコクポスト)

～タイの日系企業はタイの東部経済回廊への投資奨励策について政治的変化による政策変更を懸念しているとの調査結果～

ジェットロ・バンコク事務所の三又裕生所長は、タイ政府は東部経済回廊 (Eastern Economic Corridor, EEC) への投資を強く奨励しているが、日本企業には大規模事業への投資では、政治的リスクがもたらす影響について未だ懸念を有していると話した。タイへの投資に最も関心を持っている企業はタイで政治的変化があれば、投資政策も変わり、投資にも影響が出ると考えている。三又所長は、日本企業は EEC に事業拠点を設置することよりも、EEC に沿って多くの拠点を分けることを検討する可能性があるとし、日本側は EEC への投資奨励策が長く続くことを望んでいると話した。ジェットロ・バンコクではタイ日系企業及び将来的にタイへの投資可能性のある企業を対象に 6 ヶ月に一度景気動向調査を実施しており、最近の調査では回答者の 50% 以上がタイでの投資を拡大しようとしていると回答したとのことである。タイの EEC への投資奨励策には、技術分野への最高 13 年の免税措置があり、これは他の分野の 8 年よりも期間が長く設定されている。一般事業についても技術及び人材の分野に投資を行った場合研究開発費の 300% の税額控除が受けられる。タイは ASEAN 諸国で日本企業が最も多く投資を行っている国であり、その多くが輸出用の製造拠点としている。ミャンマー、ベトナム、カンボジア及びラオスでも産業が発展しているが、三又所長は、日本企業はタイをこれら地域の市場へ進出するための拠点と位置づけていると話した。

(2017 年 3 月 24 日、バンコクポスト)

～タイ知的財産局が日本の夕張メロン、但馬牛及び神戸牛のタイにおける GI 保護への動きを受けてタイ企業に警告を行った～

タイ知的財産局はタイの企業に対し地理的表示 (GI) に係る知的財産権を侵害することのないよう模倣した語句を商品に使わないように警告した。このコメントは日本が Yubari melon (夕張メロン)、Tajima beef (但馬牛) 及び Kobe beef (神戸牛) の 3 商品について、GI 保護を求めて手続きを進めたことを受けて行われた。知的財産局のトサポーン ダンスブット局長は、ポルドーワイン、スコッチウイスキー、ピスコグレープ及びパルマハム等、既に他国がタイで GI 登録している商品があることから、タイの企業は商品の販売促進のための用語の使用についてより注意を払わなければならないと話した。トサポーン局長は神戸ビーフはタイで非常に有名で人気があり、日本がこの商品を地理的表示登録した際にはタイの企業は商品の販売促進に使う用語を注意深く検討しなければならないと話した。一方でタイも外国で地理的表示登録しようとしている商品がある。Thung Kula Ronghai 香り米、Pak Panang の

Tabtim Siam ポメロ及び Phetchbook のスイートタマリンドは中国で、Doi Chang 及び Doi Tung コーヒーはカンボジアで GI 登録出願中であり、Lampoon の Tok Dok シルクはインドで GI 登録出願を予定している。これまでに外国で登録となったタイの GI 商品は 6 点あり、Thung Kula Ronghai 香り米、Doi Chang コーヒー、Doi Tung コーヒー及び Pattalung の Sung Yod 米は EU で、イサーン地方のシルクはベトナムで、直近では Lampoon の Tok Dok シルクがインドネシアで登録となっている。

(2017 年 3 月 27 日、タイネーション)

～タイ新関税法：何が起こり、どのように準備するか～

数年にわたる議論の後、関税法案がとうとう 3 月 9 日に国民立法議会(National Legislative Assembly : NLA)によって承認された。新法は現行の 1926 年関税法を完全に置き換えて強化するもので、国王陛下による検討のために NLA の認証後 20 日以内に提案される。陛下の認証及び署名後、法案は官報に告示され、告示の日から 180 日以内に施行される。

<主要変更点>

法定の罰金及び罰則—CIF 価格プラス関税相当額の 4 倍か、最長 10 年の懲役もしくはその両方、という現行法に代えて、関税の脱税の罰金は税金不足の場合の 0.5 倍から 4 倍に減額される。脱税について、「欺瞞による故意」、あるいは「重過失」は、税関によって考慮され、証明されなければならない。

税関の検査政策—記録保持の必要と整合して、税関が実施する事後調査及び事後捜査の期間は、輸出入の日から現在の 10 年以内から 5 年以内に限定される。

報奨金制度—現在の(密告者及び職員に対する)報奨金制度は改正されて、例えば、1 件あたり 500 万バーツの限界が設定される。

<新法の意味するところは？>

裁判所において敗訴した場合の法定の罰金及び罰則は著しく減額されることにより、より多くの事件が裁判所へ持ち込まれるであろう。しかしながら、NLA によって承認された法案のもとでの条項は、未だ公表されておらず、最新の公表された改正案に基づくと、脱税に関する「欺瞞による故意」及び「重過失」の定義及び解釈、税関解釈における参照あるいはガイドラインとして何が用いられるか、事後調査及び事後捜査の一時中断が同時に設定されていない場合の新法の効力が考慮されているか、といったいくつかの精査すべき問題点が残っている。

<企業はどのような影響を受け、どのように備えるべきか？>

新法の施行前に、おそらく税関は事後調査を増やして、現行の報奨金制度に基づいてできる限り多くの、中断中の事件の解決を図るであろう。最近、例えば過去 3 年以内に検査を受けていない企業は、遅かれ早かれ税関の調査または捜査に直面するであろう。これらの企業はリスク及び潜在的問題を評価するために輸出入業務の内部コンプライアンスによる見

直しの実施による準備を解すべきであり、潜在的なリスクや悪事が露見した場合、企業はすべてのあり得る将来の検査や操作から企業を「防衛する」ために、自発的な開示を考慮することができる。現在、税関の調査あるいは捜査を受けている企業は、新法施行前にできるだけ早く案件を処理するという、税関職員によるより強い圧力に直面するであろう。よって、これらの企業は、この期間中に税関と取引を行う場合の戦略を再考する必要があるかもしれない。

(2017年3月27日、バンコクポスト)

～タイ改正事業競争法は9月に施行予定である～

タイ商務省(Ministry of Commerce : MOC)は、改正事業競争法は、国民立法議会(National Legislative Assembly : NLA)による法案の第3読会通過後、本年9月に施行されるものと期待している。Wiboonlasana Ruamraksa 商務事務次官は、NLA は内閣へ認証を求めて法案を送付するであろう、と述べた。同時に、商務省は、主として法に違反した者が可能な限り速やかに罰せられることを保証するための細目に特化した、命令、規則、ガイドライン、組織法の準備を行なっている。法案が法として成立した際には、事業競争委員会事務局が設立される。新法は事業競争委員が調査期間中の一時的な操業停止を命ずることを許容するとともに、並行して告発された事業者が行政裁判所に抗告することを許容する行政罰を含んでいる。改正事業競争法は、違反に対してより厳しく広範囲な条項と同時に厳しい罰則を導入している。

(2017年4月3日、バンコクポスト)

～タイの消火用ボールメーカーが中国の Alibaba に対し偽造品の販売促進を行っていると訴え民事提訴した～

消火用ボールを製造するタイの ELIDE FIRE Ball Pro Company は偽造品の販売を促進したとして Hangzhou Alibaba Advertising Co 並びにオンラインショッピングサイト Alibaba 及び AliExpress の背後にいる Jack Ma 氏を 2017 年 3 月 29 日タイ知的財産及び国際取引中央裁判所に提訴した。同社の“ELIDE FIRE Ball”は 2005 年に販売開始され、現在世界 60 カ国超で入手可能となっている。Alibaba は ELIDE 社の“ELIDE FIRE Ball”消火ボールの著作権(訳注:原文まま)を侵害したとして提訴された。この商品は ELIDE 社の CEO である Phanawatnan Kaimart 氏により発明され、タイ特許番号:18966 及び米国特許番号:6,796,382 を保有し WIPO にも登録されており(訳注:原文まま)、ELIDE 社の著作権(訳注:原文まま)となっている。“Elide Fire Extinguishing Ball”は商標としても登録されている。ELIDE 社は Alibaba が自身のウェブサイトを通じて偽造品である AFO 消火ボールの販売を促進し、AliExpress が AFO の商品を世界中の購入者に販売及び発送したと主張している。ELIDE 社は、AFO の商品は ELIDE 社の商品よりも非常に価格が安いことから同社の事業に著しい損害を与え、しかし実際には消火ができないため特許登録された商品の

名声を傷付けたと主張している。これにより多くの販売者が ELIDE 社の商品を信用しなくなり、注文をキャンセルしたと同社は話している。同社は損害額を販売機会の損失分も含めて 30 億バーツと算出している。2～3 年前には同裁判所で AFO 消火ボールはタイ特許番号：18966 に対する侵害で有罪となっている。

(2017 年 4 月 6 日、バンコクポスト・タイネーション)

～タイ健康権利擁護団体が C 型肝炎治療薬の特許に反対する～

昨日、健康権利擁護団体が、知的財産局(Department of Intellectual Property : DIP)に出願された C 型肝炎治療薬ソフォスビル(Sofosbuvir)の特許出願に対し、正当ではないとして反対の声をあげた。エイズアクセス財団(Aids Access Foundation)及びタイ PHA ネットワーク(Thai Network of People Living with HIV/AIDS : TNP+)により率いられる 30 名の活動家は、もし特許が認められた場合、医薬特許は低価格でのソフォスビルのジェネリック薬品の開発及び頒布をあらかじめ排除することで公正な競争を妨げる、と述べた。昨日、グループは、ソフォスビルについての、アメリカのバイオ製薬企業であるギリアドサイエンシズを代表者として出願された特許に反対する意見書を DIP に対し送付した。グループは、この特許出願は、人間または動物の病気を診断、治療する方法は特許を受けることができないとするタイ特許法第 9 条第 4 項の規定に反しており、認められるべきでないと述べた。エイズアクセス財団の医薬アクセス担当である Chalerm Sak Kittrakul 氏は、ソフォスビル単独で 13 の特許出願がされており、そのうちの 2 つについてのみ反対する意見書を提出した、と述べた。Chalerm Sak 氏は、ソフォスビルに関して出願された特許のいくつかを拒絶するべく、類似した特許異議が例えばエジプト、中国、ドイツ及びブラジルの特許庁に対して提起されていると述べた。ソクラン休暇後、国家秩序平和評議会(National Council for Peace and Order : NCPO)は 5 年超の認可待ちとされている特許出願を一度で特許するようこの憲法第 44 条による命令を発出する見込みである。Sontirat Sontijirawong 商務副大臣は、政府は特許出願の滞貨一掃のため憲法第 44 条を行使する準備をしているが、これは 5 年超の案件のみを対象としている、と述べた。医薬品の出願に関し、Sontirat 副大臣は DIP に、憲法第 44 条がこれらの医薬品特許を扱うに適しているかどうかを考慮するよう命じている。

(2017 年 4 月 12 日、バンコクポスト)

～インドネシアは 2019 年までにクリエイティブエコノミーの飛躍を期待する～

インドネシア政府はさまざまなテクノロジーパークの開発とより一層の国際フェアへの関与を通じ、クリエイティブエコノミーの後押しを計画する。クリエイティブエコノミー庁の Hari Santosa Sungkari インフラ担当副長官は火曜日に声明を発表し、我々は 2019 年までにインドネシアの GDP に対するクリエイティブエコノミーの貢献により 12%成長を期待している、と述べた。目的にあわせて、工業省は全国の少なくとも 5 ヶ所、バンドン、デンパサール、スマラン、マカッ

サル及びバタムにおけるテクノロジーパークの開発を促進する。それぞれのテクノロジーパークが特色を有しており、例えば、西ジャワ州バンドンのそれはアプリケーション開発であり、バリ州デンパサールでは、アニメーション分野に集中することが計画されている。2015年3月に、コミュニティにおけるイノベーションとクリエイティビティの奨励を目的として、政府は国立科学技術パーク100ヶ所の開発計画を宣言していた。

(2017年3月16日、タイネーション)

～ミャンマーの立法措置は投資家の興味をあおる～

Oxford Business Group が先週木曜日に開催したパネルディスカッションによると、多国籍企業がミャンマーへ参入するか否かを未だに待ってウオッチングしているにもかかわらず、よりよいビジネス環境を創出するためのミャンマーの最近の法律改正は、外国直接投資の流入によりサインを作り出している。「新投資法と会社法のミャンマーのビジネス風土へのインパクト(”Impact of the new investment law and Companies Act on Myanmar’s business climate”)」と題するラウンドテーブルにおけるパネリストは仲良く、ミャンマーの法律の手直しがミャンマーに非常に優良で責任ある投資家を引きつける助けになることに同意した。国際金融公社(International Finance Corporation : IFC) Charles Schneider 上級オペレーション担当は、2014年より投資関連法規則の現代化でミャンマー政府を支援しているが、ミャンマーに現代の技術をもたらし、新たな職を創出する、責任ある企業家を引きつけるための法的枠組の透明性が重要であることを強調した。しかし、Schneider氏は、認可された事業家が、提案において明言したのと同じことを行なっているかどうかを調査するためのモニタリングを示唆し、認可された投資は実際に巨大な数であるが、実際の投資を示す他の統計、例えば実際にいくら投資されたか、をみれば、それは(認可された額のおそらく10から20%である、と述べた。Aya Bank 首席財務役員の Azeem Azimuddin氏は、新法と規則関連措置の実施における透明性が、世界銀行のビジネス環境ランキングでミャンマーが上位50位以内に入る手助けとなるであろう、と述べた。Azeem氏は、ミャンマー政府はインド、タイ、ブラジルの経験から学ぶべきであると主張した。

(2017年3月27日、タイネーション)

～フィリピンの鉄道3プロジェクトに日本が資金を提供する～

フィリピンのチーフエコノミストが木曜に、借款と補助が提案されていた他の11のプロジェクトに先駆けて、日本政府がフィリピンの88億ドルに及ぶ3つの巨額の鉄道プロジェクトへの資金提供を明言したと述べた。アーネスト・ペルニア(Ernesto Pernia) 国家経済開発庁(National Economic and Development Authority : NEDA)長官は報道陣に対し、今週初めのJICAとの会合において、フィリピン経済の管理者が、そのうちの3つについて、ドゥテルテ政権における旗艦プロジェクトになり得る、高いプライオリティを有する、主としてインフラプロジ

エクトからなる 14 のプロジェクトを選定した、と述べた。ペルニア長官は、日本の資金を求める 3 つの優先プロジェクトは、タギグ市の FTI 駅とケソン市の SM North Edsa 及び Trinoma の 2 つのショッピングモールを結ぶ、メガマニラ圏地下鉄システム初期フェーズで 43 億ドル、南北鉄道プロジェクトの南線をラグナ州ロスバニョス市へ延長する通勤鉄道で 27 億ドル、マニラ市のツツバンとブラカン州マロロス市を結ぶ南北通勤鉄道の、すぐに立ち上がるクラークグリーンシティへと延長する高速鉄道で 19 億ドル、である、と述べた。ペルニア長官は、日本による資金提供を受けるほとんどのプロジェクトは、すでに人口過密に悩まされているマニラ首都圏から離れた地域の開発による分散を意図されたものである、と述べ、11 の他のプロジェクトには、首都圏以外での灌漑プロジェクト及び洪水調節プロジェクトが含まれている、と述べた。ペルニア長官は、地下鉄プロジェクトに対する ODA は、11 月にフィリピンにより開催されるアセアンサミットに出席する安倍首相によりサインされる見込みであると述べた。

(2017 年 4 月 1 日、タイネーション)

～中国で米国のトランプ大統領の商標出願 38 件に予備的許可が与えられた～

米国のトランプ大統領と同大統領の組織に関係する商標 38 件が中国で(訳注:実体審査を通過し異議申立を目的とした公告前の)予備的許可が与えられた。この商標が登録されればトランプ大統領と家族にスパ、マッサージパーラー、ゴルフクラブ、ホテル、保険、金融及び不動産会社、小売店、レストラン、バー並びにボディガードサービスを含む分野の事業に保護が与えられることになる。トランプ氏の代理人は昨年 4 月に出願を行い、その商標のほとんどが“Donald J Trump”で、住所はニューヨーク 5 番街のトランプタワーになっていた。トランプ大統領の商標が中国で問題となったのは大統領に就任後今回が初めてではない。トランプ大統領は 10 年に及ぶ係争の末、先月、建設サービスにトランプのブランドを登録した。もし 38 件の商標が登録されれば、利害関係の潜在的問題が再び現れることになる。米国の議員の中には、トランプの大統領としての立場が彼の事業に有利に働く可能性があるとの疑問を挙げるものもいる。しかし商標専門の弁護士は登録許可のプロセスには通常と異なる点は見られないと話している。

(2017 年 3 月 14 日、タイネーション)

～ASEAN 諸国が RCEP の関税削減公約と今年中の交渉終結を再確認。ASEAN と EU の FTA 交渉も再開に合意～

マニラで開催された第 23 回 ASEAN 経済担当大臣非公式会議(リトリート)において、ASEAN 諸国は東アジア地域包括的経済連携(RCEP)の下、今後 15 年間 5,000～6,000 品目の商品の輸入関税を 90%削減するという公約について再確認し、今月下旬に ASEAN 以外の 6 カ国の参加国、中国、インド、日本、韓国、オーストラリア及びニュージーランドとの協議を行い、今年中の交渉終結を目指すこととなった。参加 16 カ国は 2015 年と昨年の 2 回、交渉終結の期限を逃している。RCEP は TPP から米国が離脱を表明した後、

これに代わる経済協定として注目されている。2016年タイのRCEP諸国に対する貿易額は2,400億USドルで、タイの貿易総額の59.3%を占めた。タイからRCEP諸国への輸出額は1,200億USドルで、輸出総額の55.7%、RCEP諸国からタイへの輸入額は1,220億USドルで輸入総額の63.3%であった。Apiradi Tantraporn 商務大臣は金曜に行われたジョイントミーティングで、ASEAN諸国の経済担当大臣とEU側が2地域間のFTA交渉を再開することに合意したと話した。EUとASEAN10カ国は2007年にFTA交渉を開始したが、2年後に交渉が中断し、EUは個別の国との2カ国間交渉を選択した。2016年のASEANとEUの貿易額は2,080億USドルであった。

(2017年3月14日、バンコクポスト)

～日本の熊本県がくまモンキャラクターに係る独占契約締結について海外のパートナーと協議を進めている～

日本の熊本県はタイを含む海外市場におけるパートナーと、くまモンキャラクターの輸入、製造及び販売に関する独占契約締結について話し合いを進めている。この動きは中国等いくつかの市場におけるくまモン商品の偽造と戦うための先行型戦略であると熊本県の担当者は話している。熊本県は現在世界13カ国の企業に「非独占的」権利を無料で提供しており、これら企業は自国の市場でくまモンキャラクター商品を製造販売することができる。県は世界でくまモンと熊本県の知名度と人気を高めることを目的とし、ロイヤリティを徴収していない。県担当者は、中国本土でくまモンの偽造品があることを確認していると話し、タイではSahaグループと良いパートナーシップを結び、同グループが注意深くくまモンの偽造品を監視していると話した。同担当者によれば、熊本県は数年前から台湾を皮切りに海外でのくまモンキャラクターのプロモーションを始め、2年前にSahaグループのユニットであるICC Internationalとタイでくまモンの普及について覚書を締結した。Kumamon ThailandのVice PresidentであるViripol Chaithavornsathien氏は、くまモンは世代を問わずにタイ人の好みに合い、タイ市場でも良い業績を上げるだろうと話した。

(2017年3月23日、タイネーション)